

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和6年7月23日

社会福祉法人佐賀西部コロニー
理事長 竹下武幸

1 競争入札に付する事項

- | | | | |
|----------|-----------------------------|----------|----------------|
| (1) 工事名 | 多良岳福祉園新築工事 | | |
| (2) 工事場所 | 佐賀県藤津郡太良町大字大浦乙 1186-2 他 5 筆 | | |
| (3) 工事概要 | 敷地面積 | 8,187.40 | m ² |
| | 延床面積 | 2,306.01 | m ² |
| | 構造・階数 | 鉄骨造・2階建て | |
| (4) 工事期間 | 契約締結の日から令和7年3月31日まで（注1） | | |

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 本業務の委託に係る入札参加資格確認申請提出書類の提出期限日以前6か月以内に、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (7) 県内企業（県内に本店を有する。県内に支店を有し、県内従業員比率が 50%以上又は県内従業員数 50 人以上）であること。
- (8) 「令和 5・6 年度 佐賀県建設業者施行能力等級表(建設工事)」において下記の条件を満たす者
- ア 業種 建築一式工事
 - イ 等級 A 級
 - ウ 対象地区 佐賀土木事務所および杵藤土木事務所管内
 - エ 総合点数 1200 点以上
- (9) 過去 10 か年の間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行した者であること。(特定建設工事共同体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。)

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、「入札参加資格確認申請書」（様式第 1 号）に関係資料を添付のうえ、令和 6 年 8 月 6 日（火）17 時 00 分までに下記まで持参又は郵送（30 日（火）17 時 00 分までに担当社へ必着）してください。

提出した関係書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

関係資料

- ・ 営業概要書（様式第 2 号）
- ・ 同種業務の履行実績調書（様式第 3 号）
- ・ 契約書類（写）等の同種業務の履行実績が確認できる書類

※担当社

〒849-1311 佐賀県鹿島市高津原 1743-7

山田圭介建築設計事務所株式会社

電話：0954-68-0001 F A X：0954-68-0001

4 入札参加資格の確認

3 で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。

なお、入札参加資格の確認結果は、令和 6 年 8 月 9 日（金）までに通知するとともに設計図書等を配布いたします。

5 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、公告及び仕様書の交付場所及び問い合わせ先
3 の担当と同じ
- (2) 入札関係書類の交付方法

令和6年7月23日(火)から令和6年7月30日(火)までの期間に社会福祉法人佐賀西部コロニーのホームページに掲載するとともに、上記(1)の担当社で随時交付します。(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(3) 入札説明会

実施しません。ただし、現場確認等が必要な場合は担当社へご連絡ください。

(4) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時 令和6年9月6日(金) 10時00分

イ 場所 佐賀県藤津郡太良町大字大浦乙1410-2
社会福祉法人佐賀西部コロニー 多良岳福祉園 食堂

ウ 入札方法 入札は入札書により、本人又は代理人が直接持参してください。ただし、代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出してください。

(5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除する

②契約保証金 納付する

契約時において発注者が確実と認める金融機関の保証を付すること。なお、契約保証に係る保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1以上とする。

(2) 入札書に記載する金額

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額(消費税及び地方消費税額)を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合に生じた損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者 とします。

イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め2回を限度とする）を行いません。

エ 再入札においても落札者がいない場合は、再入札をした者のうち、最低の価格をもって入札を行った者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合は、その者と契約の締結を行うことができるものとします。

(7) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができますが、辞退する場合は、速やかに別に定める入札辞退届を提出してください。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではありません。

(8) 仕様等に対する質疑応答

ア 公告及び仕様等に対し質問がある場合は、質問事項を記載した文書を、令和6年8月21日（水）の17時00分までに、下記（9）までに電子メールで送信して下さい。

イ 質問に対する回答は、令和6年8月23日（金）までにメールで行います。

(9) 問合せ先

〒849-1311 佐賀県鹿島市高津原 1743-7

山田圭介建築設計事務所株式会社 担当 山田圭介

電話：0954-68-0001 F A X：0954-68-0001

E-mail：info@yamadakeisuke.com

(注1) 本事業は国庫補助金によるものでありますが、工期については延期申請も検討しております